

第4号様式（第8条関係）

議事録

会議名	令和5年度第3回寒川町国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和5年11月27日（月） 午後1時から午後1時30分		
開催場所	議会第1会議室		
出席者名、 欠席者名、 及び名、 傍聴者数、	<p>出席者：（委員）大國委員、熊山委員、藤澤委員 横山委員、西村委員、小林委員 山田委員、茂内委員、岸本委員 （事務局）畑村副町長 [保険年金課]高木課長、吉野副主幹、早乙女主査 [健康づくり課]原課長、安藤主査</p> <p>欠席者：0名 傍聴者：0名</p>		
報告事項	1 寒川町国民健康保険データヘルス計画及び寒川町国民健康保険特定健康診査等実施計画の改定について（素案）（資料1）		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>事務局：これより、令和5年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。会議開催にあたりまして、畑村副町長よりご挨拶申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【畑村副町長あいさつ】</p> <p>事務局：それでは、報告事項に入ります前に傍聴ですが、本日は傍聴の希望がありませんので、ご報告いたします。 なお、本日の出席委員は9名ですので、寒川町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により本会議は成立しております。それでは、協議会規則第4条の規定により、次の報告からは、山田会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>会長：それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。 まず、会議録承認委員の指名を行います。会議録承認委員は、会長である私と、名簿順で、岸本委員を指名いたしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>委員：異議なし</p> <p>会長：岸本委員、よろしく申し上げます。 それでは、報告事項1「寒川町国民健康保険データヘルス計画及び寒川町国民健康保険特定健康診査等実施計画の改定（素案）」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>		

事務局： 「寒川町国民健康保険データヘルス計画及び寒川町国民健康保険特定健康診査等実施計画の改定（素案）」資料1より説明

会長： 説明が終わりました。何かご質問のある方はございませんか。

委員： 特定健康診査受診率を令和11年度までに45%に拡充するということですが、医療機関に受診している方が受診率に含まれているが、健康でないにも拘わらず受診していない方をどれだけ受診してもらえるかになると思います。既に医療機関に掛かっている方は、特定健康診査を受けなくても受けていると見れるということですか。

事務局： 定期的に医療機関へ通院されている方の検査内容と特定健康診査の内容は別で、国民健康保険被保険者で40歳から74歳までの方、全てに受診していただきたい。但し、人間ドックは特定健康診査内容を網羅しているの、検診結果を提出していただければ情報を活用している。  
定期的に医療機関に通院されている方の診断内容では、特定健康診査の内容を網羅していないケースが多い。

委員： 定期的に医療機関へ通院している方も医療機関に掛かっていない方も特定健康診査を受診するように周知することで、目標値となっている45%を目指しているということですね。現在は、自己負担を500円にしたりなど多くの事を行っていると思いますが、それ以上にするための打開策は何かあるのでしょうか。

事務局： 現在は、40歳の方に比べると74歳の方の受診率が高いので、若い方に対しての周知方法が難しいと感じています。社会保険に加入されていた方は、勤務先より健康診断を受診するように業務的な指示があったと思いますが、社会保険を辞めたと受診率が下がる傾向にあります。そこで、新たな国民健康保険加入者に対して保険年金課で手続きを行う際に、毎年度、特定健康診査があるチラシを配布しています。また、特定健康診査対象の方へ葉書による受診勧奨をしています。今年度で言えば、葉書にQRコードを掲載したり、携帯電話にショートメッセージを送信するなどにより特定健康診査の勧奨を実施しています。

委員： 特定健康診査を実施している医療機関から立場からですが、通常診療を制限しながら特定健康診査を行っていますが、希望する医療機関で健診を受けられない方もいると思いますが、どの様に対応していますか。

事務局： 希望の医療機関で特定健康診査を受けれないと問い合わせがあった場合には、お住いの住所をお聞きして近隣の医療機関を紹介したり、予約不要の医療機関を紹介したりしています。

